

# 旅館営業許可申請について

高松市保健所生活衛生課 環境衛生係  
〒760-0074 高松市桜町1丁目10-27  
TEL 087-839-2865/FAX 087-839-2879

申請書は黒のボールペン等消えないものではっきりと記入し、申請に必要な書類等を添えて、営業開始予定日の20日前までに提出してください。

## 【申請に必要な書類等】

旅館営業に係る施設の設置場所が、法第3条第3項各号に掲げる施設（\*参照）のおおむね100mの区域内にある場合、その所管庁等に意見照会をする必要があるため通常よりも余裕をもって、早めの申請をお願いします。

### ①営業許可申請書

②手数料 22,000円（現金・キャッシュレス決済<PayPay 又はクレジットカード>）  
※手数料は返還できません。また、キャッシュレス決済の場合は領収書が発行できません。

### ③営業施設の周辺（200m）の付近見取図

（法第3条第3項各号に掲げる施設（\*参照）がある場合は、当該施設の名称及び敷地を表示すること。）

### ④営業施設の構造設備を明らかにする図面

- ・各階の平面図及び詳細図
- ・立面図
- ・外観図
- ・断面図 等

（共同の浴場を設ける場合）

### ⑤浴室に係る湯水の配管図（給排水、循環水）

（水道水以外の湯水を用いる場合）

### ⑥原水の水質検査の結果を記載した書類

（申請者が法人の場合）

### ⑦登記事項証明書（原本）

### ⑧定款又は寄附行為の写し

（高松市旅館業法施行条例第4条の適用を受ける場合）

### ⑨構造設備の基準の特例の適用を受ける理由を記載した書類

### ⑩任意：申請者が外国人の場合、住民票の写し

（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

### ⑪任意：建築基準法による検査済証の写し（高松市建築指導課 087-839-2488 市役所9階）

### ⑫任意：消防法による消防用設備等検査済証等の写し（営業施設を所管する消防署）

（建築指導課及び所管する消防署他、関係課に対して、旅館業法に基づく申請のあった旨通知します。）

\*法第3条第3項各号に掲げる施設（清純な施設環境が著しく害されるおそれの有無について照会する施設）

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除くもの）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く）
- 3 社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設
  - ①図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
  - ②博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設
  - ③保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第2号に規定する准看護師養成所
  - ④職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項第1号に規定する職業能力開発校
  - ⑤都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項に規定する都市公園
  - ⑥体育施設、青少年の教育又は福祉に関する施設等のうち、主として児童の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設で市長が別に定めるもの。[別紙参照]

## 【構造設備の基準について】

旅館・ホテル営業	簡易宿所営業
旅館業法施行令（抜粋）	
<p>第1条第1項</p> <p>1 一客室の床面積は、7平方メートル（寝台を置く客室にあつては、9平方メートル）以上であること。</p> <p>2 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他該当者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。</p> <p>3 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</p> <p>4 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。</p> <p>5 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。</p> <p>6 適当な数の便所を有すること。</p> <p>7 その設置場所が法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。</p> <p>8 その他都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下この条において同じ。）が条例で定める構造設備の基準に適合すること。</p>	<p>第1条第2項</p> <p>1 客室の延床面積は、33平方メートル（法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。</p> <p>2 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1メートル以上であること。</p> <p>3 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</p> <p>4 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。</p> <p>5 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。</p> <p>6 適当な数の便所を有すること。</p> <p>7 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。</p>
旅館業法施行規則（抜粋）	
<p>第4条の3 旅館業法施行令第1条第1項第2号の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>1 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。</p> <p>2 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適正な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。</p>	

高松市旅館業法施行条例（抜粋）
<p>（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）</p> <p>第2条 政令第1条第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）窓のない客室を設けないこと。</p> <p>（2）浴室の構造設備は、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>ア 浴室及び脱衣場の内部は、当該浴室及び脱衣場の外から容易に見えない構造であること。ただし、浴室の風紀の維持に支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>イ 清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行うことができる構造であること。</p> <p>ウ 共同用の浴室には、脱衣場を付設すること。</p> <p>エ 原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）及び浴槽水</p>

- (浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)として使用する湯水は、規則で定める水質基準に適合しているものであること。
- オ 原湯又は原水(以下「原湯等」という。)の浴槽への流入口は、原湯等を浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。
- カ 循環してろ過された湯水(以下「循環水」という。)の浴槽への流入口は、浴槽の底部に近い位置に設けること。
- キ シャワー又は打たせ湯を設ける場合は、これらの設備は、原湯等を用いる構造とすること。
- ク 貯湯槽(原湯等を貯留するための槽をいう。以下同じ。)を設ける場合は、貯湯槽内の原湯等の温度を60度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、貯湯槽内の原湯等のレジオネラ属菌その他の病原菌の繁殖を防止するための消毒設備を備える場合は、この限りでない。
- ケ オーバーフロー回収槽(以下「回収槽」という。)を設ける場合は、回収槽内の湯水を浴用に供しない構造とすること。ただし、当該回収槽を清掃の容易な構造とし、かつ、清掃の容易な位置に配置する場合であって、回収槽内の湯水のレジオネラ属菌その他の病原菌の繁殖を防止するための消毒設備を備えるときは、この限りでない。
- コ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を浴槽に設ける場合は、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造とすること。
- サ 循環式浴槽(浴槽の湯をろ過器(浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。)等を通して循環させる構造の浴槽をいう。以下同じ。)を設ける場合は、次に掲げる要件を満たしていること。
- (ア)ろ過器は、その1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、かつ、逆洗浄その他の適切な方法でろ過器内のごみ等を排出することができる構造であること。
- (イ)原湯等の配管は、湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管(以下「循環配管」という。)に接続しないこと。
- (ウ)集毛器は、浴槽水をろ過器に送るための配管の途中に設けること。
- (エ)浴槽水を消毒するための塩素系薬剤の注入口又は投入口を設ける場合は、浴槽水がろ過器に流入する箇所の直前に設けること。
- シ 屋外に浴槽を設ける場合は、その浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽水と混じり合わない構造とすること。

#### (簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第3条 政令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に該当するものであること。
- (2) 階層式の寝台を設ける場合の当該寝台は、就寝に支障が生じないような適当な広さを有すること。

#### (構造設備の基準の特例)

第4条 市長は、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第5条第1項各号に掲げる施設について、季節的状況、地理的状況等によって第2条第1号、第2号アからウまで及び前条に定める基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないと認めるときは、これらの基準の全部若しくは一部を適用せず、又は緩和して適用することができるものとする。

#### (換気)

第8条 旅館業の施設の換気の措置の基準は、次に掲げるいずれかの設備により、衛生的な空気環境が十分に確保されなければならないこととする。

- (1) 外気に面して開放することのできる窓その他の自然換気ができる設備
- (2) 空気を浄化し、その流量を調節して供給及び排出をすることができる機械換気設備
- (3) 空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給及び排出をすることができる空気調和設備

#### (採光及び照明)

第9条 旅館業の施設の採光及び照明の措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 適切な採光及び照明の設備を有すること。
- (2) 客室は、窓等により自然光線が十分に採光することができる構造とすること。
- (3) 照明の設備は、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を満たすものとする。

#### (防湿)

第10条 旅館業の施設の防湿の措置の基準は、雨水及び汚水が支障なく排水できることとする。

#### (客室の定員)

第12条 旅館業の施設の客室の定員の基準は、3.3平方メートルにつき1人とする。ただし、簡易宿所営業であって、当該定員を10人以上とする場合は、2.5平方メートルにつき1人とする。

## 【水質基準について】

高松市旅館業施行細則（抜粋）		
（水質基準）		
第2条 条例第2条第2号エの規則で定める水質基準は、次のとおりとする。		
（1） 原水		
1 色度	比色法又は透過光測定法	5度以下であること。
2 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2度以下であること。
3 pH	ガラス電極法	5.8以上8.6以下であること。
4 有機物 （全有機炭素（TOC）の量）	全有機炭素計測定法	1リットル中3ミリグラム以下であること。
5 大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。
6 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと （100ミリリットル中に10CFU未満であること。）
（2） 浴槽水		
1 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。
2 有機物 （全有機炭素（TOC）の量）	全有機炭素計測定法	1リットル中8ミリグラム以下であること。
3 大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令第6条及び別表1に規定する方法	1ミリリットル中に1個以下であること。
4 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと （100ミリリットル中に10CFU未満であること。）
2 前項の規定にかかわらず、原水又は浴槽水に用いる湯水の性質により同項第1号の表1の項から4の項まで又は第2号の表1の項若しくは2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準によらないことができるものとする。		
（遊離残留塩素濃度）		
第3条 条例第13条第1項第4号の規則で定める遊離残留塩素濃度は、通常1リットル中0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、最大1リットル中1ミリグラムを超えないものとする。		

## 【宿泊者名簿について】

旅館業法（抜粋）	
（宿泊者名簿）	
第6条 営業者は、厚生労働省令で定めるところにより旅館業の施設その他の厚生労働省令で定める場所に宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、連絡先その他の厚生労働省令で定める事項を記載し、都道府県知事の要求があつたときは、これを提出しなければならない。	
2 宿泊者は、営業者から請求があつたときは、前項に規定する事項を告げなければならない。	
旅館業法施行規則（抜粋）	
（宿泊者名簿に記載すべき事項）	
第4条の2 法第6条第一項に規定する宿泊者名簿（以下「宿泊者名簿」という。）に記載すべき事項は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から3年間保存するものとする。	
2 法第6条第1項の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。	
1 旅館業の施設	
2 営業者の事務所	
3 法第6条第1項の厚生労働省令で定める事項は、宿泊者の氏名、住所及び連絡先のほか、次に掲げる事項とする。	
1 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号	
2 その他都道府県知事が必要と認める事項	

## 【オープンデータについて】

旅館業の許可施設について、施設名称、施設所在地、電話番号、営業者氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）、営業者住所（法人のみ）、許可番号、許可年月日、旅館業種別の情報をオープンデータたかまつのサイトにて公開しています。

（オープンデータたかまつ） <https://opendata.takamatsu-fact.com/>

